

地方独立行政法人名張市立病院定款

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 組織（第7条―第11条）

第3章 理事会（第12条―第15条）

第4章 業務（第16条―第18条）

第5章 資本金等（第19条・第20条）

第6章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に良質かつ安全な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び名張市と連携して、地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、名張市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所の所在地は、名張市百合が丘西1番町178番地とする。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、名張市が発行する広報紙への掲載、法人の事務所の掲示場への掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

第2章 組織

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人に、役員として、副理事長1人を置くことができる。

（役員の職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはそ

の職務を行う。

- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 監事は、法人の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は名張市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。
- 7 前2項に定めるもののほか、監事の職務及び権限は、法に定めるとおりとする。

（役員の任命）

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の任期）

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。ただし、役員（監事を除く。以下この項において同じ。）が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、任命の日から、同日において理事長である者の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、監事が欠けた場合における補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

（職員に関する事項）

第11条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 理事会

（設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、役員（監事を除く。）をもって構成する。

（招集）

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、理事長を除く理事会の構成員（以下「構成員」という。）の3分の1以上から要求があつたとき又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があつたときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 規程の制定又は改廃（理事会が定める軽易な改廃を除く。）に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第4章 業務

(病院等の名称及び所在地)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称は名張市立病院とし、所在地は名張市百合が丘西1番町178番地とする。

- 2 法人が設置し、運営する看護師養成所の名称は名張市立看護専門学校とし、所在地は名張市百合が丘西5番町32番地とする。

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (4) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 災害時における医療救護を行うこと。
- (7) 看護師養成所の運営を行うこと。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項又は第2項の規定により名張市から法

人に対し出資されたものとされる金額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人の成立の日後に名張市から追加の出資があった場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として名張市が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第42条の2第1項又は第2項の規定による名張市への納付をした場合は、法人は同条第4項の規定により資本金を減少するものとする。

- 3 法第66条の2第1項又は第2項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第20条 法人が解散した場合において、法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、名張市に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この定款の施行の日以後最初に任命される役員の任期は、第10条第1項本文及び第2項本文の規定にかかわらず、任命の日から、同日から起算して3年（理事及び監事にあっては、1年）を経過する日の属する年度の3月31日までとする。

別表（第19条関係）

1 土地

所在地	面積（㎡）（上段：登記簿 の地積、下段：実測面積）
名張市百合が丘西1番町178番地	10,139.90
	10,139.90
名張市百合が丘西1番町179番地1	10,364.29
	10,364.29
名張市百合が丘西1番町180番地	756.83
	756.83
名張市百合が丘西1番町1157番地	376.00
	598.03

名張市百合が丘西 1 番町 1 1 5 7 番地 5	3 7 6 . 0 0
	1 , 0 2 0 . 8 5
名張市百合が丘西 1 番町 1 1 5 7 番地 6	3 7 6 . 0 0
	5 4 0 . 4 8
名張市百合が丘西 5 番町 3 0 番地	3 , 6 0 5 . 7 3
	3 , 6 0 5 . 7 3
名張市百合が丘西 5 番町 3 1 番地	3 , 3 7 8 . 3 1
	3 , 3 7 8 . 3 1
名張市百合が丘西 5 番町 3 2 番地	2 , 5 3 5 . 0 5
	2 , 5 3 5 . 0 5
名張市瀬古口 1 1 5 7 番地 1	3 7 6 . 0 0
	1 , 3 2 6 . 6 1

2 建物

施設名	所在地	延べ床面積 (㎡)
病院	名張市百合が丘西 1 番町 1 7 8 番地	1 8 , 1 0 2 . 1 1
医師宿舎	名張市百合が丘西 5 番町 3 0 番地	9 4 5 . 9 6
看護師宿舎	名張市百合が丘西 5 番町 3 1 番地	1 , 8 5 4 . 0 0
看護専門学校	名張市百合が丘西 5 番町 3 2 番地	2 , 3 0 5 . 0 5